

広島市告示第128号
令和2年3月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アクロスプラザ高陽
所在地 広島市安佐北区深川五丁目1710番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙1のとおり
（変更後）別紙2のとおり
- 4 変更年月日
別紙1及び別紙2のとおり
- 5 届出年月日
令和2年3月24日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和2年3月30日から同年7月30日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年7月30日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙 1

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)		
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島市東区二葉の里三丁目3 番1号	
株式会社ツルハドラ ッグ&ファーマシー 西日本	代表取締役社長 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1 番10号	
株式会社しまむら	代表取締役 北島 常好	埼玉県さいたま市北区宮原町 二丁目19番4号	
株式会社ドリーム	代表取締役 小野 兼資	香川県高松市塩屋町14-5	令和2年2月 29日退店
株式会社ゲオホール ディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	名古屋市中区富士見町8番8 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一 丁目4番14号	
日本ファイバー株式 会社	代表取締役 川野 輝明	福岡県大川市大字三丸148 9-1	

別紙2

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・ 変更理由
氏名(名称)	代表者(法人の場合)		
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島市東区二葉の里三丁目3 番1号	
株式会社ツルハグル ープドラッグ&ファ ーマシー西日本	代表取締役社長 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1 番10号	前回届出時 会社名錯誤
株式会社しまむら	代表取締役社長 鈴木 誠	さいたま市北区宮原町二丁目 19番4号	令和2年2月 21日代表者 変更
株式会社ゲオホール ディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町 8番8号	-
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 一丁目4番14号	
日本ファイバー株式 会社	代表取締役 川野 輝明	福岡県大川市大字三丸 1489-1	